

市町村意見照会の結果（全意見）

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
目次	右上の標記を削除 → 第1章 はじめに・・・	削除します。
3 ページ	表中に市町村国土強靱化地域計画を位置付けてあるが、現状において市町村では地域防災計画が実質上の上位計画となっていることから、市町村の国土強靱化地域計画の策定が義務化することと読みかえられ、仮に国土強靱化地域計画を策定することとなれば相当の期間を要することから、ここは、市町村地域防災計画又は国土強靱化地域計画と表示すべきと考える。	図表 1-1 に、以下のとおり注記します。 「市町村は、国土強靱化に係る市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。」
4 ページ	その他自然災害とする。とあるが定義がない。また、図表 1-3 との整合性が取れていない。	本文に、「自然災害とは、災害対策基本法第 2 条 1 号の災害のうち、自然現象によるものをいう。」と注記します。 図表 1-3 は、災害の種類全てを列記することは難しいため、参考として代表的な例を示しています。
6 ページ 図表 1-6	撤去及び解体・撤去の欄 解体・撤去の実施にあたっては、施設管理者との連携が必要となることから、「関係部局との連携」について明記したらどうか。 二次災害の防止の欄 文末に「～の防止」を加える。	撤去及び解体・撤去の欄について、頭に「関係部局と連携し」を記述します。 二次被害の防止の欄は、「～の対策」で受けています。
9 ページ 図表 1-8	夷隅地域が 2 つあるが、勝浦市は勝浦地域ではないか。	地域については、地域振興事務所の所管区分を記載しています。

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
12 ページ 図表 1-11	ゾーン区分はなぜ東葛・葛南などで合体させているのか。ゾーンごとなどで共同して仮置場や中間処理施設を確保する必要があるとの考えからであれば、相互扶助の有り方を示す必要がある。	ゾーン区分は、災害廃棄物発生量等を把握する上で、土地利用や産業特性から区分しました。なお、相互扶助の在り方は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）第2条第8号に係る細目を「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」（以下「細目協定」という。）として定めています。協力体制等で疑義が生じた場合は、細目協定に従い、千葉県環境衛生促進協議会（以下「促進協」という。）で協議の上、決定します。
15 ページ 市町村相互の協力体制 3 行目	遠方に所在する市町村との協定の締結について努めるとあるが県の主導をお願いしたい。また、県内市町村間の援助のあり方などについてもブロック会議などを県の主導で開催していただきたい。	今後、国と連携しながら協定の締結について、必要な情報提供を行うなど支援してまいります。
20 ページ 県	技術的な支援とは何か、より具体的に明記していただきたい。	原案のとおりとします。技術的な支援においては、様々なものが考えられますが、具体的なマニュアルの策定支援や研修会・図上訓練等の教育について検討しています。
24 ページ 仮置場への移動	30Pの定義の前に用語が使用され、仮置場の意味がわかりにくい。仮置場という言葉が、仮置場全般を指していたり、被災地内において仮に置く場所であったりするので、被災地内に仮に置く場所の名称を仮置場ではなく、他の用語にできないか。	仮置場の定義が 30 ページにあることを注記します。 本文で「仮置場」を使用している場合は、「仮置場、一次仮置場、二次仮置場」の総称として用いています。
25 ページ 図表 2-9	仮置場施工処理、1次仮置場、一時仮置場の箇所 一時仮置場 → 一次仮置場	御意見のとおり修正します。

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
30 ページ 2 行目及び 図表 2-14	図表 2-14 「仮置場の種類」中の「仮置場」とは、「一次仮置場」が設置される前に緊急措置として設置される仮置場を指すのか、若しくは全種類の総称を意味するのか。前者である場合には、呼称が同一であり混同を招く虞があることから、「緊急仮置場」等の呼称にし、31 ページの2 行目にも記載するべきではないか	本文で「仮置場」を使用している場合は、「仮置場、一次仮置場、二次仮置場」の総称として用いています。
30 ページ 13～14 行目	市町村は「最大ケースの災害廃棄物発生量を考慮」して仮置場の必要面積を算定することと記載されていることに対し、8 ページにおいて、県災害廃棄物処理計画の被害想定を選定として、「被害の発生する確率、地域及び大きさ等を考慮」と記載されている。市町村における被害想定等についても、後者の内容に関する考慮とするべきではないか。	「市町村地域防災計画等と整合を図り、災害廃棄物発生量を考慮」と修正します。 なお、本計画は県全域を対象とすることから、千葉県地域防災計画における被害想定のうち県北西部、県東部、県南部において被害が生じるものを選定しています。
31 ページ	仮置場候補地の選定において、法律・条例等の諸条件によるスクリーニングとありますが、法律上規制されている場所があれば、資料編にリストアップしていただけると助かります。 また、仮置場の適正な選定の例示や、不適正な事例なども詳しく掲載していただけると助かります。	資料編に、可能な限り記載しました。
32 ページ	面積の推計方法の例 ○見かけ比重の※の箇所のフォントサイズが他よりも大きい。	御意見のとおり修正します。
34 ページ 図表	土壌及び水質への影響対策として、遮水シートとありますが、発災時の混乱の中で、鉄板敷設の他、その下に遮水シートを被覆する作業は現実的には困難かと思えます。	土壌及び水質への影響対策の例として記載しています。なお、対策ができない場合には、土壌や水質への影響のない廃棄物のみを仮置きするなどの対応が考えられます。
44 ページ (18)	【被災市町村】となっているが、【市町村】でも良いのでは。	御意見のとおり修正します。

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
49 ページ	太陽光パネルは、被災・解体時でも光に当たれば通電するため留意すべき廃棄物として位置づけ、記載願いたい。	資料編に処理方法や留意事項を記載します。
51 ページ 【県】	・・・フォントが明朝体 → ゴシック体	御意見のとおり修正します。
54 ページ 図表 2-35	仮設・移動、自己完結型、循環式の概要 可畔搬式トイレ → 可搬式トイレ	御意見のとおり修正します。
55 ページ し尿収集必要量の推計方法	32 ページの仮置場の面積の推計方法と同様に、「推計方法の例」と記載するべきではないか。また、56 ページ以降の各種推計方法についても「例」としては如何か。	御意見のとおり修正します。
56 ページ 仮設トイレ	400L ÷ 1.7L ÷ 3 日 ≒ 80 人 → 基	計算式に単位を明記します。 なお、「仮設トイレ設置目安」は、仮設トイレの仕様及び収集計画を踏まえて、仮設トイレ1基当たりの使用可能人数のことをいいます。
56 ページ 仮設トイレ	仮設便所 → 仮設トイレ	御意見のとおり修正します。
58 ページ	生活ごみ発生量の推計方法 出典元が 2 行続けて記載されている。	「生活ごみ発生量の推計方法」及び「図表 2-37」の出典元が同一のため1つにまとめます。
69 ページ 18～19 行目	「有害物のハザードマップ」は一般的な用語ではないと思われる。注釈の付記や、国の指針と平仄をあわせて「各種ハザードマップ（有害物質のハザードマップを含む）」等の記載にしては如何か。	本文中「有害物」を「有害物質」に修正します。あわせて、「有害物質のハザードマップ」に 修正します。
71 ページ 図 3-10	個別に市町村の長に応援を要請する場合とあるが、個別に要請し県を通さなくてもよいのか。また、ブロック単位で相互扶助するなど支援の有り方について示す必要がある。	「基本協定」第3条第1項に基づく個別の支援となります。
78 ページ 7 行目	誤字。※内「実効」 → 「実行」	御意見のとおり修正します。

該当箇所	意見（要旨）	県の考え方
78 ページ	<p>災害廃棄物処理実行計画の策定マニュアル及び様式等を計画（案）の中で示して頂きたい。</p> <p>あるいは、策定マニュアル等を別に定めるのであれば、「県が別に定める」旨の文言を加えて頂きたい。</p>	<p>処理実行計画に記載する内容は、各市町村で策定した災害廃棄物処理計画を基に作成します。なお、資料編に、構成例として過去の災害の処理実行計画における項目を、掲載しました。</p>
86 ページ (82 ページ 図表 3-19 他)	<p>「道路障害物の撤去」について（P82 に限らず、計画案全体で）道路啓開によるがれき撤去は、災害廃棄物に含むのか、道路の災害復旧費で対応するのか、処理を分けるのか、記載する表現が難しいが、なるべく分かるような表記してほしい。</p>	<p>6 ページ 図表 1-6 に「原則、道路障害物（道路上の廃棄物を含む）の撤去、処分については、道路管理者が行う。」と注記します。</p>
108 ページ 図表 4-1	<p>千葉県災害廃棄物処理計画（仮称）となっているが、（仮称）は削除しても良いのでは。（図も同様）</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>